

新監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 26 日

| | |
|---------|---------|
| 新潟市監査委員 | 古 俣 誉 浩 |
| 同 | 伊 藤 秀 夫 |
| 同 | 飯 塚 孝 子 |
| 同 | 深 谷 成 信 |

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1)対象団体

公益財団法人新潟市産業振興財団

(2)所管課

経済部産業政策・イノベーション推進課

第4 監査の着眼点

(1)対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうか。

(2)所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

令和5年4月から令和6年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1)実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟市産業振興財団の執務室等

(2)実施日程

令和6年7月30日から令和6年12月26日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益財団法人新潟市産業振興財団
 (新潟市中央区古町通七番町 1010 番地
 新潟市役所産業政策・イノベーション推進課内)

(2) 基本財産等

129,460 千円 (市出捐額 50,000 千円 市出捐比率 38.6%)

(3) 設立目的及び事業

公益財団法人新潟市産業振興財団(以下「財団」という。)は、新潟市及びその近隣市町村の中小企業等に対し、販路拡大や市場開拓、新製品・新技術に係る研究・開発、人材の確保・育成、経営基盤の強化等を総合的に支援することにより、地域産業の振興と活性化を図り、もって活力ある地域経済社会の構築並びに地域住民の生活の向上及び福祉の増大に寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 経営基盤・総合戦略支援事業及び情報収集・人材育成支援事業
- イ 販路拡大支援事業
- ウ 新製品開発・技術開発支援事業
- エ 新潟中国経済交流促進事業
- オ 地域イノベーション戦略推進事業

(4) 沿革

平成 3 年 財団法人新潟インダストリアルプロモーションセンター設立
 平成 19 年 北京事務所開設
 平成 22 年 N E X T 21 にビジネス支援センターを開設
 平成 23 年 公益財団法人に移行、名称を新潟市産業振興財団に変更
 平成 27 年 戦略的複合共同工場を設置
 同施設内に地域イノベーション推進センターを開設

(5) 組織の状況

(単位:人)

| | 合計 | 市兼務 | 市OB | 他団体 兼任 | プロパー | 臨時・ 嘱託等 |
|-----|----|-----|-----|-----------|------|------------|
| 役員 | 10 | 1 | 1 | 8 | | |
| 常勤 | 1 | | 1 | | | |
| 非常勤 | 9 | 1 | | 8 | | |
| 職員 | 45 | 33 | | 1 | 9 | 2 |
| 常勤 | 10 | | | 1 | 9 | |
| 非常勤 | 35 | 33 | | | | 2 |
| 合 計 | 55 | 34 | 1 | 9 | 9 | 2 |

※令和 6 年 7 月 1 日現在

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

| 科 目 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1 流動資産 | 32,420,579 | 46,139,244 | △13,718,665 |
| 2 固定資産 | 589,599,124 | 605,577,777 | △15,978,653 |
| (1)基本財産 | 129,460,000 | 129,460,000 | 0 |
| (2)特定資産 | 450,184,507 | 465,159,334 | △14,974,827 |
| (3)その他固定資産 | 9,954,617 | 10,958,443 | △1,003,826 |
| 資産合計 | 622,019,703 | 651,717,021 | △29,697,318 |
| II 負債の部 | | | |
| 1 流動負債 | 24,380,491 | 37,401,173 | △13,020,682 |
| 2 固定負債 | 93,038,565 | 84,494,987 | 8,543,578 |
| 負債合計 | 117,419,056 | 121,896,160 | △4,477,104 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1 指定正味財産 | 489,605,942 | 513,124,347 | △23,518,405 |
| 2 一般正味財産 | 14,994,705 | 16,696,514 | △1,701,809 |
| 正味財産合計 | 504,600,647 | 529,820,861 | △25,220,214 |
| 負債及び正味財産合計 | 622,019,703 | 651,717,021 | △29,697,318 |

※各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

| 科 目 | 令和5年度 | 令和4年度 | 増 減 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 経常収益 | 161,118,842 | 167,995,984 | △6,877,142 |
| 経常費用 | 162,820,650 | 167,566,790 | △4,746,140 |
| 当期経常増減額 | △1,701,808 | 429,194 | △2,131,002 |
| 経常外収益 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外費用 | 1 | 0 | 1 |
| 当期経常外増減額 | △1 | 0 | △1 |
| 当期一般正味財産増減額 | △1,701,809 | 429,194 | △2,131,003 |
| 一般正味財産期首残高 | 16,696,514 | 16,267,320 | 429,194 |
| 一般正味財産期末残高 | 14,994,705 | 16,696,514 | △1,701,809 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 一般正味財産への振替額 | △23,518,405 | △25,321,816 | 1,803,411 |
| 当期指定正味財産増減額 | △23,518,405 | △25,321,816 | 1,803,411 |
| 指定正味財産期首残高 | 513,124,347 | 538,446,163 | △25,321,816 |
| 指定正味財産期末残高 | 489,605,942 | 513,124,347 | △23,518,405 |
| III 正味財産期末残高 | 504,600,647 | 529,820,861 | △25,220,214 |

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7)本市からの財政的援助の状況

令和5年度における財団の市への財政的依存度は68.5%であり、概ね横ばいに推移している。

(単位：千円)

| | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益 (A) | 233,300 | 221,425 | 165,412 | 167,996 | 161,119 |
| 市財政支出 (B) | 125,567 | 154,890 | 111,046 | 114,111 | 110,339 |
| 財政的依存度 (B/A) | 53.8% | 70.0% | 67.1% | 67.9% | 68.5% |

(8)財団職員の状況及び市の人的関与

財団は市の兼務職員が多く、その人件費は市の歳出として執行されている。なお、兼務職員の財団業務への従事の程度は、所属チームや担当業務によって異なり、専ら財団の業務に従事している兼務職員もいれば、ほとんど従事していない兼務職員もいる。

(単位：人)

| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|----------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 常勤 | プロパー職員 | 7 | 9 | 8 | 8 | 9 |
| | 他団体からの派遣職員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 非常勤 | 市兼務職員 (A) | 27 | 26 | 27 | 26 | 33 |
| | その他臨時・嘱託等 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 計 (B) | | 37 | 38 | 38 | 37 | 45 |
| 市兼務職員の割合 (A/B) | | 73.0% | 68.4% | 71.1% | 70.3% | 73.3% |

第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1)指摘事項

該当なし

(2)注意事項

ア 財団の理事が代表取締役を務める企業に補助金を交付する際の手続が漏れていたもの 団体

【事実】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によれば、財団の理事が代表取締役を務める企業に補助金を交付する際には、理事会において、当該理事を除いた理事によ

り、その承認を受けなければならないところ、必要な承認を受けずに補助金を交付していた事例が1件確認された。

なお、当該企業については、公募の後、複数の有識者で構成された審査会による審査に基づき、選定された補助事業者であることを確認した。

【見解】

本件のように財団の理事が経営する企業との取引については、該当法令に基づき、理事会において適正に承認を受ける必要がある。

イ 起案を失念して決裁を受けることなく、契約を締結したもの 団体

【事実】

新潟中国経済交流促進事業における、北京事務所及び職員宿舍の賃貸借契約の更新について、起案を失念し、決裁を受けることなく、契約を締結していた。

【見解】

公益財団法人新潟市産業振興財団処務規程及び同北京事務所事務処理規程に基づき、組織として適正に決裁の処理を行われなければならない。以後、適正な事務処理に留意されたい。

ウ 備品登録が漏れていたもの 所管課

【事実】

D Xプラットフォーム運営事業において、財団は本市が整備したタブレット端末等の備品について、管理及び貸出の業務を担っているが、本市はそれらの備品を備品管理システムに登録していなかった。

【見解】

新潟市物品管理規則では、3万円以上の備品について備品管理システムに登録しなければならないと規定している。以後、備品登録の漏れがないよう適正に管理されたい。

(3)意見

令和6年度の財団職員数の構成をみると、全職員45人のうち、市の兼務職員が33人と、全職員数の7割を超えており、市の関与の程度が大きいことを示している。この利点として、兼務職員により市の意向を反映させた中小企業支援事業を財団において効率的に実施できることや、兼務職員が財団の業務を通じて中小企業等と接する機会が多く、中小企業等がおかれた状況について、市と速やかに情報共有を図れることがあげられる。北京事務所の運営や、戦略的複合共同工場運営事業においても、市だけではできない事業を財団の兼務職員が実施することにより、柔軟かつ円滑に対応することができている。

一方、兼務職員が市と財団の両方の業務を担うことによるリスクも存在する。市から財団に対する補助金交付事務を例にした場合、交付申請者である財団の職員と、交付決定者である市の職員が、実質的に同一となれば、補助金交付決定に際してチェック機能が働かず、お手盛りによる不当な公金支出となるリスクがある。また、D Xプラットフォーム運営事業では、市が開設した5Gビジネスラボについて、財団が管理

運営を行っているが、市と財団の間に委託契約や協定等はなく、事故発生時等に、責任の所在が不明確となるおそれがある事例も令和6年度第2期定期監査において検出された。

財団に対する補助金交付事務の例について、現時点では、補助金交付申請と交付決定は異なる兼務職員が各々の役割に基づいて担っており、チェックが有効に機能している事実は確認できたものの、依然としてリスクを孕んでいることを忘れてはならない。また、5Gビジネスラボの運営等の事業については、責任の所在を明確にするため、市と財団の役割分担をあらためて整理しなければならない。さらに、事業全般について、兼務職員によって財団業務への従事の程度が異なることから、不当な行為が行われるリスクを低減するためにも、真に必要な兼務職員の人数を精査する必要がある。財団及び所管課は、財団の事業及び運営が適正に行われるよう、これらの課題の解決に向けて検討されたい。